

# 低入札価格調査制度に係る調査マニュアル

平成 21 年 9 月 18 日 21 財経総第 1147 号

## 1 目的

本マニュアルは、工事品質の確保及び不良不適格業者の排除を図るために実施する、低入札価格調査制度の円滑な運用を目的として定めるものである。

## 2 基本的な考え方

### (1) 低入札価格調査制度の概要

低入札価格調査制度対象案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「調査対象者」という。）があった場合は、当該案件の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断するため、落札の決定を保留する。その後、調査対象者から調査資料の提出を受け、ヒアリング及び積算内訳等の調査を行い、その調査結果を記載した書面により、低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）で審議の上、落札者とするか否かを決定する。

調査に当たっては、調査対象者に対し、調査対象者が積算した内訳が合理的かつ現実的なものであることを、計数的な根拠のある資料等により説明を求めるものとする。

### (2) 調査の内容

調査は、入札価格の積算内訳書の各費用の額により、通常調査又は特別重点調査に区分した上で次の内容を実施する。

- ア 調査対象者への調査票及び確認資料（以下「調査票等」という。）の提出要求
- イ アの調査票等の内容調査
- ウ 経営内容・経営状況・信用状態の調査
- エ 調査対象者に対するヒアリング

### (3) 調査の体制

調査に当たっては、契約担当者等（東京都契約事務規則（昭和 39 年東京都規則第 125 号）第 7 条に定める者をいう。以下同じ。）及び工事等を所管する部署（以下「工事主管課」という。）が連携して実施する。

契約担当者等は、主に工事主管課との連絡調整、調査種別の区分、調査対象者への説明、調査票等の提出要求及び受領、経営内容及び経営状況、信用状態の調査、低入札価格審議案兼審査書の作成、委員会への付議、付議結果の通知等を行う。

工事主管課は、主に積算内容の調査、低入札価格技術調査報告書の作成を行う。

なお、(2) エについては、契約担当者等と工事主管課とが合同で実施する。

### (4) 調査の流れ

調査の流れについては、図 1 のとおりである。

なお、調査に要する期間は、落札の決定を保留した日から調査対象者のうち第一順位者の履行可否決定まで、原則 4 週間以内とする。

### 3 調査の進め方

#### (1) 調査種別の区分

契約担当者等は、落札決定の保留後直ちに、開札時に提出された積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）を確認し、調査種別の区分を判定する。

通常調査と特別重点調査の適用基準は次のア及びイのとおりとする。ただし、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する場合は、調査対象者を落札者とししない。

（a）積算内訳書の一般管理費等が入札価格の5%を下回る場合

（b）工事主管局長が特に指定した案件において、調査対象者の積算内訳書の一般管理費等が「工事主管局長が案件ごとにあらかじめ定める基準」を下回る場合（この場合、工事主管局長は、当該基準を契約担当者等に通知し、契約担当者等は、あらかじめ入札公告等により公表しなければならない。）

#### ア 通常調査

（ア）積算内訳書の各費目の金額が全て表1の基準を満たす場合

（イ）積算内訳書のコストにかかわらず、技術提案型総合評価方式（入札時VE）の適用案件である場合

#### イ 特別重点調査

アに該当しないもの。

表1 調査区分の適用基準

積算内訳書の費目	直接工事費（※1）、発生材（有価物）売却費、ガス工事費等（※2）	共通仮設費	現場管理費（※1）	一般管理費等
金額	予定価格における直接工事費の75%以上 ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）売却費、ガス工事費等を含む場合は、予定価格における直接工事費の75%に、予定価格における発生材（有価物）売却費、ガス工事費等を加えた金額以上	予定価格における共通仮設費の70%以上	予定価格における現場管理費の70%以上	予定価格における一般管理費等の30%以上

※1 建築工事（建築設備工事を含む。）における直接工事費は、現場管理費相当分を含んで構成されているため、算定に当たっての直接工事費は現場管理費相当分を減じて算定し、現場管理費は現場管理費相当分を加えて算定する。

なお、現場管理費相当分を明確に区分することが困難である場合は、直接工事費の10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額を現場管理費相当分とする。

※2 発生材（有価物）売却費、ガス工事費等は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に含まれるものを除く。

#### (2) 調査票等の提出要求及び受領

契約担当者等は、調査種別の判定後直ちに、調査対象者のうち第一順位者に対し、調査種別の区分に沿った調査票等の提出を求めるとともに、工事主管課長に対し、調査協力依頼文書を送付する。なお、入札価格が同額の者又は総合評価方式の総評価値が同値の者が複数存在する場合は、くじ引きにより順序を決定し、その順序に従い調査票等の提出を求める。

また、契約担当者等は、複数の調査対象者に対し並行して調査票等の提出を求めることができる。

ア 提出を求める調査票等

(ア) 通常調査 調査票 様式-1～16 及び確認資料 (表2参照)

(イ) 特別重点調査 調査票 様式-①～⑰ 及び確認資料 (表3参照)

調査票等に不足がある場合は、調査対象者を落札者とししない。

また、調査対象者の都合による調査票等の追加及び差替えは認めない。ただし、内容調査の段階で契約担当者等又は工事主管課が必要と判断した場合は、資料の追加提出を求めることができる。

イ 提出期限

提出期限は、提出を求めた日から原則5日以内(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する休日を含む。)かつ契約担当者等が指定した日時までとし、期限を過ぎた場合は受領せず落札者とししない。

ウ その他

受領した調査票等及び資料等は公表することができる。

(3) 調査票等の内容調査

工事主管課は、契約担当者等より受領した調査票等を基に、次の調査を行う。

ア 履行能力等の調査

(ア) 通常調査 表2, 4, 5の調査項目及び調査内容

(イ) 特別重点調査 表3, 4, 5の調査項目及び調査内容

積算内容の調査に当たっては、予定価格の内訳書と入札価格の内訳書及びその明細書(以下「入札価格の内訳書等」という。)とを比較した積算比較表を作成し、価格差が大きいと判断した費目・工種を抽出した後、表4及び表5の調査項目及び調査内容について調査を行う。

また、抽出した費目、工種については、数量、単価、材料の仕様、工法、使用する資機材等について、必要に応じ、より詳細な積算根拠の資料を求め、その価格で安全で良質な施工が可能であるという技術的根拠があるか否かを調査するとともに、工事の内容、使用資機材及び工法等について、十分に把握できているか、発注者の意図との食い違いはないかを確認する。

なお、通常調査においては、必要に応じ、材料、資機材及び労務等に係る単価について過去1年以内程度の下請契約書及び賃金台帳等の実績を示す資料により、品質確保をしつつも合理的かつ現実的な設定であることを確認する。

表2 履行能力等の調査（通常調査）

	調査項目	調査内容	調査票様式・確認資料
1	その価格により入札した理由	その入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能となる理由（根拠）	様式－1
2	入札価格の内訳書	設計図書で定めている仕様及び数量となっているか。 単価は適切か。 安全対策は十分か。 合理的な管理費が計上されているか。	様式－2－1 様式－2－2
3	契約対象工事付近における手持ち工事の状況	契約対象工事付近に別工事の現場があり、間接費の節減が可能か。	様式－3 工事契約書の写し
4	契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	資材の一括購入などが可能な対象工事と同様の工事を施工しているか。	様式－4 工事契約書の写し
5	配置予定技術者	「工事希望票兼監理技術者等調書」の配置予定技術者欄に記入した主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人以外の者で、「低入札価格調査制度の改正に伴う技術者の増員配置について」（平成21年3月27日付20財経総第2154号）で定める監理技術者等と同等の資格要件及び雇用関係を満たす技術者（以下「増員の技術者」という。）が、専任で1名増員配置されているか。 自社社員であるか。 監理技術者等及び増員の技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者か。 その他、技術者が適正に配置されているか。	様式－5 経歴書（学歴、職歴、資格等）並びに資格要件及び調査対象者との雇用関係を確認できる資料（監理技術者資格証等の写し及び健康保険証等の写し）、職歴記載工事のコリンズ登録内容確認書及び工事成績評定書、資格者証等
6	契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連	対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫、資材置き場などが近く、運搬等が容易か。 緊急時の対応等、安全管理の優位性	様式－6 施設の所在を確認できる資料
7	手持ち資材の状況	手持ち資材の活用が可能か。	様式－7 具体の数量・活用方法及び保管状況を確認できる資料
8	資材納入予定業者と調査対象者との関係	資材納入予定業者は、どこを予定しているか。 特別な取引ルートがあるか。	様式－8 資材販売店等の見積書等
9	手持ち機械数の状況	自社保有し、現在使用していない機械の有無	様式－9 所属等を証する資料等
10	労働者の具体的供給見通し	労働者の具体的供給見通し 雇用関係の確認	様式－10, 11
11	過去に施工した公共工事名及び発注者並びに履行状況	過去の公共工事、類似工事の実績 過去に施工した公共工事の施工体制台帳	様式－12 記載工事のコリンズ登録内容確認書及び工事成績評定書等
12	第一次下請の予定業者及び予定下請金額等	下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか。 下請業者の見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が明確か。 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低くなっているか。 下請業者は、法令に従い、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」と総称する。）に加入しているか。	様式－13－1, 13－2 様式－14 下請業者からの見積書等

13	建設副産物の搬出地	適正な搬出地を選定しているか。 処理価格は合理的か。 発注仕様書等に合致しているか。	様式-15
14	法令遵守指導等に関する誓約書	全ての下請負人が誓約書に定めた法令に違反しないよう、確認と指導に努めることを誓約しているか。 法令の遵守状況について、施工後に所定の様式により報告書を作成し、東京都宛てに提出することを誓約しているか。 東京都から請求があったときは、法令遵守状況等を確認した根拠資料を提出することを誓約しているか。 報告書の内容についてヒアリング等調査が行われる場合は、協力することを誓約しているか。	様式-16

※ 調査項目は、必要に応じて追加できるものとする。

表3 履行能力等の調査（特別重点調査）

	調査項目	調査内容	調査票様式
1	その価格により入札した理由	直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該調査対象者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能であることの具体的理由	様式-①
2	入札価格の内訳書等	①入札価格の内訳書等の工事区分、工種、種別、名称、細目及び単位欄に記載する内容は、都が提示した内訳書（以下「都の内訳書」という）と一致していること。また、都の内訳書の数量が契約数量となる場合は、数量欄についても一致していること。 ②設計図書での要求事項を理解して見積りを行っていること。 ③指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、調査対象者の工法に安全性等の点で問題がないこと）。 ④発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となる全ての費用を計上していること。 ⑤積算に下請予定業者や資材納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な入札価格の内訳書等となっていること（原則、取引等の実績を求めること）。 ⑥現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式-⑤に記載する技術者並びに様式-⑭-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上していること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める賃金の最低額以上であり、かつ、これらの者が過去3か月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積りであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。 ⑦一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。 ⑧自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上しており、一般管理費等には計上していないこと。 ⑨契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。	様式-②-1、②-2、②-3 様式-③

	調査項目	調査内容	調査票様式
3	下請予定業者等一覧表	<p>①下請予定業者、資材納入予定業者及び機械リース会社が具体的に予定されていること。また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。</p> <p>②下請予定業者が作成し、押印した見積書の金額が入札価格の内訳書等に正しく反映されていること。また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど、合理的かつ現実的なものであること。ただし、労務費の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に労務者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。</p> <p>③二次以下の下請予定業者がある場合は、その者が作成し、押印した見積書の金額が合理的かつ現実的なものであり、当該下請予定業者の見積書に正しく反映されていること。</p>	様式-④
4	配置予定技術者等	<p>監理技術者等及び現場代理人以外の者で、増員の技術者が、専任で1名増員配置されていること。</p> <p>配置予定の監理技術者等（増員の技術者を含む。）及び現場代理人について、次によること。</p> <p>①他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で、契約対象工事に実際に配置できること。</p> <p>②自社員である者。監理技術者等及び増員の技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者</p> <p>③それぞれに必要な資格を有すること。</p>	様式-⑤
5	手持ち工事の状況	<p>①記載された手持ち工事が実在するものであること。</p> <p>②当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同様の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式-⑥-1、⑥-2
6	契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関係	<p>①記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。</p> <p>②当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積りとなっていること。</p>	様式-⑦
7	手持ち資材の状況	<p>①記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。</p> <p>②調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。</p>	様式-⑧-1
8	資材納入予定業者と調査対象者との関係	<p>①他社から購入を予定している場合</p> <p>1) 購入予定資材が工事品質確保に必要な規格水準を満たしていること。</p> <p>2) 資材納入予定業者が作成し、押印した見積書の単価が、当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど、合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>3) 資材納入予定業者と製造業者とが異なる場合、資材納入予定業者の見積書は、製造業者が作成し、押印した見積書を基に作成されていること。</p> <p>また、製造業者の見積書の単価は、当該業者の取引実績単価（過去1年以内の販売実績に限る。）以上であるなど、合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式-⑧-2

	調査項目	調査内容	調査票様式
8	資材納入予定業者と調査対象者との関係	<p>4) 資材納入予定業者と調査対象者の関係が記載のとおり存在すること。</p> <p>②自社製品の活用を予定している場合</p> <p>1) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。</p> <p>2) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式-⑧-2
9	手持ち機械の状況	<p>①記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。</p> <p>②契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。</p> <p>③手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。</p>	様式-⑨-1
10	機械リース元一覧	<p>①他社からリースを予定している場合</p> <p>1) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。</p> <p>2) 機械リース予定会社と調査対象者の関係が記載のとおり存在すること。</p> <p>②自社の機械リース部門からリースを予定している場合</p> <p>1) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。</p> <p>2) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式-⑨-2
11	労務者の具体的供給見通し	<p>①自社労務者を充てる場合</p> <p>1) 記載された者が自社社員であること。</p> <p>2) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。</p> <p>3) 労務単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、過去3か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積りであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。</p> <p>②下請予定業者による労務者の確保を予定する場合</p> <p>1) 下請予定業者と調査対象者の関係が記載のとおり存在すること。</p> <p>2) 労務単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。ただし、労務単価の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に労務者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。</p>	様式-⑩-1
12	工種別労務者配置計画	<p>労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。</p>	様式-⑩-2
13	建設副産物の搬出地	<p>①記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p> <p>②記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式-⑪

	調査項目	調査内容	調査票様式
14	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	<p>①建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。</p> <p>②記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式-⑫
15	品質確保体制（品質管理のための人員体制）	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載した金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、それを調査対象者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去3か月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。ただし、技術者単価の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に技術者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。</p> <p>④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑬-1
16	品質確保体制（品質管理計画書）	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑬-2
17	品質確保体制（出来形管理計画書）	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑬-3
18	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑭-1



	調査項目	調査内容	調査票様式
19	安全衛生管理体制 (点検計画)	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、それを調査対象者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3か月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。ただし、技術者単価の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に技術者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。</p> <p>④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑭-2
20	安全衛生管理体制 (仮設置計画)	<p>①「設置費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑭-3
21	安全衛生管理体制 (交通誘導員設置計画)	<p>①自社社員を交通誘導員に充てる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であること。</li> <li>2) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近3か月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。</li> </ol> <p>②派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であること。</li> <li>2) 単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。</li> </ol> <p>③交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。</p> <p>④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑭-4
22	誓約書	<p>①調査対象者の申込みに係る価格が調査対象者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、調査対象者が落札契約後に下請予定業者や資材納入予定業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。</p> <p>②調査対象者の申込みに係る価格が調査対象者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の東京都発注工事に、低入札価格調査を経て、調査対象者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合算額）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。</p> <p>③全ての下請負人が誓約書に定めた法令に違反しないよう、確認と指導</p>	様式-⑮-1、⑮-2

調査項目	調査内容	調査票様式
22 誓約書	に努めることを誓約していること。 ④法令の遵守状況について、施工後に所定の様式により報告書を作成し、東京都宛てに提出することを誓約していること。 ⑤東京都の求めに応じ、法令遵守状況を確認した根拠となる資料を提出することを誓約していること。 ⑥報告書の内容についてヒアリング等調査が行われる場合は、協力することを誓約していること。	様式－⑮－ 1、⑮－2
23 施工体制台帳及び下請予定業者	施工体制が適切であること。 下請業者は、法令に従い社会保険に加入していること。	様式－⑯－ 1、⑯－2
24 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	過去5年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについての工事成績評定点を確認する。	様式－⑰

※ 調査項目は、必要に応じて追加できるものとする。

※ 作成に当たっては、別冊「調査票様式の作成要領等」によること。

表4 価格差の大きい直接工事費の調査

調査項目	調査内容	確認事項 (契約書特記仕様書・念書など)
計上されていない項目	別の工種、単価、諸経费率分に含んでいるかなど	入札価格の内訳書等に含んでいない項目についても、実施の必要があること。
数量の確認	数量算出の根拠	数量算出にミスがあっても、契約図面上の所定数量で実施する必要があること。
材料等の仕様確認	設計や標準仕様と異なる材料で積算していないか。	契約上の仕様に適合する材料を使用する必要があること。
材料等の単価確認	単価設定の根拠	契約上の仕様に適合する材料を使用する必要があること。
労務単価の確認	単価設定の根拠	労務費の不払い等を行わないこと。 建設業退職金共済制度を活用すること。
歩掛かりの確認	歩掛かり設定の根拠	労働基準法を厳格に適用し、工事時間及び工期を厳守すること。 現場労働者への不払い等を行わないこと。
工法・機械の確認	設計で指定している工法、認定工法、標準工法を予定しているか。 発注者の意図と食い違いはないか。	契約上の工法に従う必要があること。 使用料の必要な工法の場合もあること。
建設副産物処分費の確認	発生品目、搬出先予定、運搬業者予定、処分量の見込み	必ず適正な処分を行う必要があること。
直接仮設費の確認	直接仮設費の積算根拠 直接仮設の内容	都が要求する直接仮設の内容
計算ミスのチェック	足し算、かけ算、数量・単価の桁間違いなどをチェックし、間違いがあれば、指摘	入札額の算出にミスがあっても、契約上の内容を履行する必要があること。

表5 諸経費の調査

調査項目	調査内容	確認事項 (契約書特記仕様書・念書など)
共通仮設費の確認	共通仮設費積算の根拠 準備工、安全対策工等の実施予定	必要な安全対策等を実施すること。 指定仮設についての調査は、入念に行う。 監督員の指示に従う必要があること。
現場管理費の確認	現場管理费率設定の根拠	補償、工事カルテ登録、建設業退職金共済 制度負担、現場労働者への支払など必要な 現場管理を実施すること。
一般管理費等の確認	一般管理费率設定の根拠	一般管理費等には、企業活動上必要な経 費及び付加利益が含まれていること。 発注者の価格に比し、相当程度低いと認め られる場合は、当該価格の設定理由につい て確認すること。

(4) 経営内容・経営状況・信用状態の調査

契約担当者等は、表6の調査項目及び調査内容について調査を行う。

表6 経営内容・経営状況・信用状態の調査

	調査項目	調査内容	確認資料
1	経営内容	会社の概要、受注工事の状況等	財務諸表等
2	経営状況	財務状況（支払状況、決算状況）、金融機関との関係等	
3	信用状態	建設業法違反、賃金不払、下請負代金支払遅延状況等	

(5) ヒアリングの検討及び実施

契約担当者等と工事主管課は、(3)及び(4)の調査結果を基にヒアリング項目の検討を行った後、次の者に対してヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの議事録は工事主管課で作成する。

ア 当該入札に係る責任者

支店長又は営業所長等。ただし、調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員の責任者を含む。

イ 監理技術者等

(ア) 現場代理人

(イ) 監理技術者又は主任技術者（調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員から配置される主任技術者を含む。）

(ウ) 増員の技術者（表2の5の調査内容を参照）

#### 4 調査結果の取りまとめ

##### (1) 低入札価格技術調査報告書の作成及び送付

工事主管課は、次の事項の調査結果をまとめた低入札価格技術調査報告書を作成する。

なお、低入札価格技術調査報告書には、表7の基準に沿って調査対象者を落札者とするか否かについての意見を付すものとする。

作成後は、ヒアリングの議事録を添付して契約担当者等に送付する。

ア 積算能力

イ 低価格で積算されている事項とその理由

ウ 施工体制

エ 工事内容

オ 下請予定業者の社会保険加入状況（表2の12の調査内容を参照）

##### (2) 低入札価格審議案兼審査書等の作成

契約担当者等は、低入札価格技術調査報告書、経営内容・経営状況・信用状態の調査結果及びヒアリング議事録を踏まえ、低入札価格審議案兼審査書（東京都契約事務規則第14条の規定に基づく基準の設定について（通知）3（4）①イ）を作成する。

なお、低入札価格審議案兼審査書には、表7の基準に沿って調査対象者を落札者とするか否かについての意見を付すものとする。

併せて、公表に適さない事項（調査基準価格及び調査対象者の企業経営に影響を及ぼす内容）を当該議案から除いて、公表資料を作成する。

表7 落札者とししない基準

	項目	内容
1	設計仕様等	①発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件等を満足していない場合 ②材料及び製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質及び規格を満足していない場合
2	入札価格の内訳書等 算出根拠	①算出根拠が明確でない場合 ②下請見積額を下回る積算額が計上されている場合 ③下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 ④資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ⑤監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 ⑥下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、入札価格の内訳書等記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
3	建設副産物の処理	①建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 ②建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書に合致していない場合
4	法令違反、契約上の基本事項違反等	①監理技術者等が重複専任になる場合 ②調査対象者又は下請予定業者が社会保険に加入していない場合（法令による加入義務適用除外の場合を除く。） ③その他法令違反がある場合
5	その他	その他適正な工事の履行がなされないと認められる場合

### (3) 低入札価格審査委員会への付議

契約担当者等は、低入札価格審議案兼審査書をもって委員会に付議する。

委員会では、当該議案を審議し、調査対象者を落札者とするか否かを決定する。

また、併せて、公表資料を審査し、公表内容を決定する。

### (4) 結果の通知及び公表

契約担当者等は、委員会で決定された内容を調査対象者に通知する。

また、公表資料については、東京都ホームページ等で公表する。

## 5 その他（契約後の取扱い）

本調査を実施した結果、調査対象者を落札者として決定した場合は、提出された調査票等を工事主管課に引き継ぎ、次の措置を講じる。

### (1) 増員の技術者に関する通知

監督員は、工事請負契約書第 54 条及び特約条項に基づき、当該落札者（以下「受注者」という。）に対し、工事請負契約書第 9 条第 1 項に基づく通知と併せて、増員の技術者の氏名等について通知を求める。通知の様式は、東京都受注者等提出書類処理基準における統一様式のうち、2号（現場代理人及び主任技術者等通知書）、3号（経歴書）及び4号（監理技術者資格者証（写）及び監理技術者講習修了証（写））とする。

なお、増員の技術者については、低入札価格調査時以降、東京都工事施行適正化推進要綱（平成 22 年 3 月 15 日付 22 財建技第 244 号。以下「推進要綱」という。）において監理技術者又は主任技術者の交代を認める事項に該当する場合を除き、交代することが認められていないため、監督員は、通知の内容と調査票の内容が一致しているか確認する。

監督員は、受注者が通知を行わない場合又は監督員が認めないにもかかわらず交代した場合は、その理由等を明確にしておくとともに、工事成績評定に厳密に反映させる。

### (2) 施工体制台帳及び施工計画書の確認

監督員は、当該案件の施工期間中、施工体制台帳及び施工計画書について内容を確認する。記載内容が低入札価格調査時点と異なる場合は、その理由等を明確にする。

### (3) 施工の確認

工事主管課は、当該案件に係る監督体制等の強化に努めるものとする。

監督員は、監督業務において確認及び施工の検査等を行うに当たり、原則立ち会うこととし、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書について、その記載内容に沿って施工されていることを確認する。

なお、増員の技術者については、低入札価格調査時以降、推進要綱において監理技術者又は主任技術者の交代を認める事項に該当する場合を除き、交代することが認められていないため、監督員は配置状況について随時確認を行う。

監督員は、実際の施工が施工体制台帳及び施工計画書の記載内容と異なる場合、受注者が増員の技術者を配置しない場合又は監督員が認めないにもかかわらず交代した場合は、その理由等を明確にしておくとともに、工事成績評定に厳密に反映させる。

また、監督員は、推進要綱に基づく確認項目のうち、受注者の下請負工事への関与状況や技術

者配置状況等、次に示す項目について確認を徹底する。

- ・ 工事現場における現場代理人の常駐、増員の技術者、監理技術者及び主任技術者の専任状況
- ・ 増員の技術者、監理技術者及び主任技術者の下請負工事への実質的関与状況

#### (4) 施工後の確認

##### ア 報告書の受取

工事主管課は、受注者から、誓約書（様式-16 又は様式-⑮-2）に基づき工事完了後3か月以内に提出される報告書（様式17）を受け取り、内容を確認の上、整理保存する。

確認に当たっては、必要に応じて根拠資料の提出を求める。

根拠資料の提出後は、必要に応じてヒアリング等調査を実施する。この実施に当たっては、次の者等から調査対象者を選定するとともに、契約担当者等を実施の通知を行い、双方協力の上、実施する。

##### (ア) 当該工事に係る責任者

支店長、営業所長等。ただし、調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員の支店長、営業所長等を含む。

##### (イ) 監理技術者等

##### (a) 現場代理人

(b) 監理技術者又は主任技術者（調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員から配置される主任技術者を含む。）

##### (c) 増員の技術者

調査実施後、工事主管課は、調査結果をまとめた報告書を作成する。

作成後は、契約担当者等に送付する。

##### イ 報告書が提出されない場合

報告書が工事完了後3か月以内に提出されない場合は、工事主管課は、受注者に対し、次のとおり段階的に指導を行うものとする。

(ア) 口頭による嚴重注意を行う。

(イ) (ア)による注意をもって提出されない場合は、文書により嚴重注意を行う。

なお、(ア)及び(イ)の指導によっても是正されない場合は、指導の結果を契約担当者等に報告する。

#### **附 則**（平成21年9月18日付21財経総第1147号）

このマニュアルは、平成21年10月5日以後に公告等を行う入札から適用する。

#### **附 則**（平成21年11月6日付21財経総第1420号）

このマニュアルは、平成21年11月6日以後に公告等を行う入札から適用する。

#### **附 則**（平成21年12月28日付21財経総第1664号）

このマニュアルは、平成22年1月4日以後に公告等を行う入札から適用する。

#### **附 則**（平成22年10月21日付22財経総第1480号）

このマニュアルは、平成22年10月25日以後に公告等を行う入札から適用する。

**附 則**（平成 23 年 2 月 18 日付 22 財経総第 2027 号）

このマニュアルは、平成 23 年 4 月 1 日以後に公告等を行う入札から適用する。

**附 則**（平成 24 年 7 月 26 日付 22 財経総第 817 号）

このマニュアルは、平成 24 年 10 月 1 日以後に公告等を行う入札から適用する。

**附 則**（平成 25 年 3 月 27 日付 24 財経総第 2318 号）

このマニュアルは、平成 25 年 4 月 15 日以後に公告等を行う入札から適用する。

**附 則**（平成 26 年 6 月 23 日付 26 財経総第 711 号）

このマニュアルは、平成 26 年 7 月 15 日以後に公告等を行う入札から適用する。